

平成23年(㉮)第67号 原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 辻義則 外165名

債務者 関西電力株式会社

主張書面

平成25年12月3日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士

井戸謙一



同 吉川実



同 石川賢治



同 向川さゆり



同 石田達也



同 永芳明



同 高橋陽一



弁護士井戸謙一復代理人

同 高橋典明



同 加納雄二



裁判所からの平成25年12月2日付釈明書面に対する債権者側の考えを述べる。

- 1 本件仮処分申立ての被保全権利は、人格権・生存権に基づく妨害予防請求権である。その権利を有するとする理由は、本件各原発が再稼働すれば、過酷事故を起こし、債権者らの人格権や生存権が侵害される具体的危険があることである。原告らがこの妨害予防請求権を有することと、債務者が原子炉を設置・運転することについて行政手続上の許認可を得ていることとの間には、直接の関係はない。もんじゅ訴訟第一次最高裁判決（平成元年（行ツ）第131号、平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号1090頁）が、人格権に基づく原子炉の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟は、原子炉設置許可処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えではない旨判示したことを想起されたい。原子炉設置許可処分が有効であるとの判断と、過酷事故が起こる具体的危険があるという判断は両立するのである。

債務者が本件原子炉の設置、運転についての許認可を適法に受けていても、債権者らは、そのこととは関わりなく、再稼働によって過酷事故が発生する具体的危険があると主張している。なお、債権者らは、電力会社が原子炉の設置等についての許認可を適法に得ていること（審査指針の内容及び審査指針に適合しているとの審査機関の判断に合理性があること）は、当該原発が過酷事故を起こす具体的危険がないというための十分条件ではないが、必要条件ではあると考えている。それ故に、本件仮処分申立書において、当時の安全設計審査指針が失効していると主張したのである。また、仮処分の終期を「福島第一原発事故の事故原因を解明した上で、安全指針類が改定され、新安全指針類に適合したとの定期検査が完了するまで」としたのは、上記定期検査が完了しただけでは、過酷事故発生 of 具体的危険を否定することはで

きないものの、終期を定め、裁判所から早期の決定を求めたものである。

- 2 なお、従来の原発に関する民事差止め訴訟において、過酷事故が発生する具体的危険があるとの原告側の主張に対し、被告電力会社側が、当該原発は、適法に設置許可を得ているとの主張をすることは往々にしてあった。この主張の立証責任分配上の位置づけは難しいが、いずれにしても、適法に設置許可を得ているとの事実は、「過酷事故発生 of 具体的危険」という主要事実の存否についての間接事実の一つにすぎないと解せられる。なお、釈迦に説法であるが、「具体的審査基準に不合理な点があるか」、「当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした専門機関の調査審議、判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるか」を判断の要素として摘示した伊方原発最高裁判決（平成4年10月29日最高裁第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁）は、原子炉設置許可処分取消訴訟における判示であって、これをそのまま民事差止め訴訟に転用することはできないのである。
- 3 本件において、債務者が、新規制基準が合理的であり、本件各原発が新規制基準に適合していることを、「過酷事故が起こる具体的危険がある」との主要事実を否定する間接事実として主張するのであれば、債権者らは、それに対する反論を行う。しかし、債務者が、その主張をしていない以上、債権者においてこれをする理由も必要もない。すなわち、新規制基準の合理性や適合性判断は、本件仮処分事件の争点にはなっていないのである。
- 4 私たちは、裁判所の「決定先延ばし」のための意味のない争点設定にお付き合いする積りはない。これまで、それぞれが主張してきた争点にそって裁判所が科学と真理に誠実に向き合って早期に決定することを求める。

以上